

投資奨励委員会事務局 告示

P-5 / 仏暦2544年（2001年）（仮訳）

件名 公認会計士に係わる法人所得税の権利恩典の使用申請を希望する奨励プロジェクト監査の原則および方法

奨励証書の記載に従い、法人税所得免除の権利恩典の使用申請様式を提出し、かつ、公認会計士の監査を得た結果を報告しなくてはならない条件を有し、投資奨励委員会事務局告示 2544年7月3日付P-4「法人所得税免除の権利恩典使用の前に事業成果を報告する規定」の件に従い、2544年の年度会計以後、法人税免除の権利恩典の使用申請を希望する奨励プロジェクト監査の実施指針として、公認会計士に与えることに関して、

仏暦2520年（1977年）投資奨励法第13条および20条に基づく権限により、投資委員会からの権限の移譲を受けた事務局は、以下の原則規定を告示する。

1. 会計監査人に関する規定により、その許可書が時効に達せず、停止命令を受けず、会計監査委員会（K.P.CH）による許可書の取り下げ、あるいは税務局により監査および保証許可書を取り下げられた、タイ証券委員会、あるいは銀行協会、あるいは行政、国家機関による同意を取り下げられたことのない許可を得た監査人（公認会計士）で者でなくてはならない。
2. 監査人は、この告示の末尾に添付された、投資奨励委員会事務局により定められた奨励証書の条件による実施を監査する指針により、監査を行うものとする。
3. 監査人は、この告示の末尾に添付された、奨励証書の条件による実施の監査に際しての会計監査人の報告様式により検査結果を報告するものとする。

告示日 仏暦2544年（2001年）8月21日

署名 チャクラモン・パスタワニット
投資委員会事務局副長官
投資奨励委員会事務局代表人

この翻訳は、告示日2001年8月21日付の投資委員会事務局告示 P-5 / 仏暦2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。

別添 投資奨励委員会事務局規定による奨励証書の条件に従う実施の
監査指針

監査の目的

1. 投資奨励のための許可を受けた奨励証書毎の機械投資がある。
2. 奨励証書の条件によるものとしての生産量および製品の販売量がある。

監査の方法

1. 奨励証書を要求し、奨励証書毎に投資奨励を受けている条件の詳細を理解する。

機械への投資

2. 奨励証書毎に分類された全部の移動を説明する機械の詳細を要求する。
(繰り越されたもの、その増減、繰越を示すもの)
 - 2.1 その当該前の時期内の機械の繰り越されたものと繰り越したものの詳細を監査する。(前年からの監査がある場合)
 - 2.2 購入、その支払いからなる文書、例えば、送り状、財の管理簿、輸入証明書 Letter of Credit, Trust receipt, 銀行からの Debit Note、Bank Statement に対応して、その期間内の増加した機械の購入を監査する。
 - 2.3 奨励証書毎の条件に対応する期間内の買い増した機械の詳細を監査する。例、生産力、機械の輸入期限の規定
 - 2.4 機械の設置図面を要請し、該当調査を行う。期間内に買い増した機械が実際にあるのか、その詳細。例、購入および輸入文書に機械番号が一致する。
 - 2.5 増加投資した機械の詳細と法人所得所得税の免除の申請用紙の詳細が一致するかを比較する。

生産量

3. 以下により、奨励証書ごとに区分けして、機械毎に機械の生産量(単位)の総量の詳細を求める。

- － 1日毎の生産量
- － 月毎の生産量
- － 年間の生産数量
- 3.1 前記の詳細とデータ、例えば、一日あたりの生産計画報告と在庫表（Stock card）にある事項との信頼性のチェック
- 3.2 年間の実際に生産できる生産量と奨励証書毎による生産力の比較
- 3.3 奨励証書による生産量と前項の詳細による生産量と直接の所得税免除の権利恩典申請書フォーム詳細との比較

販売量と販売データ

- 4. 以下により、奨励証書ごとに区分けして、販売数量と販売データの詳細を求める。
 - － 1日毎の販売数量および金額
 - － 月毎の販売数量および金額
 - － 年間の販売数量および金額
 - 4.1 販売書類（例えば、Invoice、販売記録に対応する送り状、および在庫表（Stock card）のカットの検査）の調査により前記の詳細事項の信憑性をチェックする。

借りた商品がある場合には、その借りた商品の受領文書と在庫表の記録および受け入れ表とをチェックする。
 - 4.2 販売数量が条件による数量を超えていないかどうか、奨励証書の条件に対応して、詳細に年間の数量を比較する。
 - 4.3 前項の詳細による販売数量と販売額と直接の所得税免除の権利恩典申請書フォーム詳細との比較
- チェックの範囲
- － 1部あるいは2部の奨励証書がある場合には、奨励証書1部につき最低20のインボイスを検査するものとする。
 - － 3部以上の奨励証書がある場合には、50以上のインボイスとを検査するものとし、その奨励証書の検査については、この場合、奨励証書毎の検査の販売量は、平均し同額とする。
- 5. 上記の事項の検査の重要事項を検討に際して、株主会議の報告—取締役会およびその他会議の報告書—のチェック
 - 6. その他のチェック方法

奨励証書の条件による実施監査についての監査人の報告フォーム

* * * * 会社 役員会議宛

* * * * 会社法人所得税免除の権利恩典使用する機械の増額投資の金額報告、生産量の報告、販売数量および金額の報告に関して、私は、奨励を受理した事業に関する法人所得税免除の権利恩典使用申請フォームのデータを監査しました。

既述のデータの監査は、投資委員会事務局の規定により、添付文書により詳細を明らかにされ、合意を得た方法により実施されました。

私は、この合意を得た方法の監査に関する会計規準により監査を実施しました。

この既述の実施方法は、既述の法人税所得免除の権利恩典使用申請様式の許可検討にあたって、投資委員会事務局を支援する目的を有するものです。

私は、以下に監査から得た事実を報告させていただきます。

機械の投資

1. 監査の指針の2.2項による監査の方法により、私は、期間内の増加機械の購入は、以下のとおりの購入および支払い文書があることを見届けました。
 - －正しく一致している。
 - －一致していない。理由
2. 監査の指針の2.3項による監査の方法により、私は、奨励証書毎の条件に対応する期間内に、増加購入した機械の詳細は、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している
 - －一致していない。理由

3. 監査の指針の2.4項による監査の方法により、私は、期間内に増加購入した機械は、実際にあり、購入文書および持ち込み文書を検査した時、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している
 - －一致していない。理由
4. 監査の指針の2.5項による監査の方法により、私は、法人所得税免除の権利恩典使用申請フォーム内の詳細に対応する増加投資した機械の詳細は、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している
 - －一致していない。理由

生産数量

5. 監査の指針の3.1項による監査の方法により、私は、データに表れた生産数量の詳細は、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している
 - －一致していない。理由
6. 監査の指針の3.2項による監査の方法により、私は、年間の実際の生産できる生産量は、以下のとおりであること見届けました。
 - －奨励証書の生産力を超えない。
 - －奨励証書の生産力を超えている。以下のように
7. 監査の指針の3.3項による監査の方法により、私は、法人所得税の権利恩典使用申請フォーム詳細に対応する奨励証書による生産力および実際の生産数量は、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している
 - －一致していない。理由

販売数量および販売のデータ

8. 監査の指針の4.1項による監査の方法により、私は、販売数量の詳細、および販売文書、販売帳簿、完成品帳簿（在庫表）は、以下のとおりであること見届けました。
 - －正しく一致している

—一致していない。理由

9. 監査の指針の4.2項による監査の方法により、私は、年間の販売数量は、以下のとおりであること見届けました。

—奨励証書の生産力を超えない。

—奨励証書の生産力を超えている。以下のように

10. 監査の指針の4.2項による監査の方法により、私は、法人所得税の権利恩典使用申請フォームの詳細に対応する年間の販売数量、および金額は、以下のとおりであること見届けました。

—正しく一致している

—一致していない。理由

前述実施方法は、全体的な保証をする会計監査基準にしたがった監査となっていないことから、私は、・・・からの会計期間の法人所得税の権利恩典使用申請フォーム内のデータに対して信頼性を示すものではありません。

私が、さらなる実施方法を利用し、あるいは全体を保証する会計監査規準に従い貸借対照表を監査したならば、他の事項を見つけるかもしれません。

この報告文書は、第1箇条に述べられた目的のために作られたもので、貴社のデータとして使用され、また、その他の目的のために、あるいは法人の状況のために作られたものではないので、この報告は、前記の説明表の事項に関するものであり、企業全体の貸借対照表にまで範囲がおよびものではありません。

署名

監査人の登録番号

事務所名および住所

日付